

(Ⅱ) 有機農業地区推進事業

第1 趣旨

要綱別表1のⅡの有機農業地区推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 有機農業協議会

有機農業地区推進事業を実施しようとする産地においては、有機農業協議会を設置するものとする。

また、要綱別表1のⅡの事業実施主体の欄の生産局長が別に定める有機農業協議会が満たすべき要件は次に掲げるとおりとする。

- 1 市町村、関係機関等（都道府県、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会、有機農業生産者団体、卸売市場等流通業者、食品加工業者、消費者・消費者団体、試験研究機関、大学等）及び有機農業者により有機農業協議会を構成されていること。

このうち、市町村（都道府県の区域を事業実施地区とする場合にあっては当該都道府県。）は必須の構成員とする。

また、要綱第2の3の（1）の整備事業を実施する場合にあっては当該事業の事業実施主体を必須の構成員とする。

なお、有機農業協議会を構成する地方公共団体は、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第4条の規定及び同法第6条に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針（平成19年4月27日農林水産大臣公表）第2の2の（4）の規定を踏まえ、既に有機農業の推進体制を整備し、又は計画を策定している地方公共団体に限るものとする。

- 2 有機農業地区推進事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、有機農業協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした有機農業協議会の運営等に係る規約（以下「有機農業協議会規約」という。）が定められていること。
- 3 有機農業協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第3 産地収益力向上プログラム等

1 産地収益力向上プログラムの策定

事業の実施に当たり、有機農業協議会は一定の生産規模を有する産地を地区単位として、販売企画力の強化、生産技術力の強化、人材育成力の強化その他の取組を内容とする産地収益力向上プログラム（以下「有機農業プログラム」という。）を別記様式第1号により、策定するものとする。

また、要綱別表1のⅡの補助要件の欄の1の生産局長が別に定める内容とは、有機農業により産出される農産物の産出額の成果目標、事業実施期間、地区の有機農業の

現状及び目標、事業の実施方針、年度活動計画、活動評価と改善の内容その他別記様式第1号に掲げる項目とする。

2 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、新規に有機農業プログラムの承認を受けた年度から翌々年度までの3年間以内とし、新規に有機農業プログラムの承認を受けることができる期間は、平成24年度までとする。

3 事業の成果目標

- (1) 有機農業地区推進事業、融資主体型補助整備事業及び要綱第2の3の(2)のリース事業の成果目標については、本事業を実施する地区における有機農業により産出される農産物の産出額の増加相当額及び地区が設定する所得向上につながる目標を指標として設定するものとする。
- (2) 要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、平成27年度とする。

4 有機農業プログラムの承認

- (1) 有機農業協議会は、1により策定した有機農業プログラムを地方農政局長等に、原則として当該有機農業協議会が所在する都道府県の地方農政事務所を經由して、提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 既に有機農業プログラムの承認を受けて、有機農業地区推進事業に取り組んでいる産地において、有機農業地区推進事業の2年目又は3年目に、融資主体型補助整備事業若しくはリース事業又は有機農業地区推進事業の取組を追加して実施しようとする場合には、有機農業協議会は有機農業プログラムを変更し、成果目標を上方修正しなければならない。
- (3) 有機農業プログラムの変更は(1)に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引下げを伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

第4 事業実施計画

- 1 有機農業協議会は、要綱第5の1の(1)に基づき、有機農業地区推進事業の事業実施計画（以下「有機農業地区推進事業計画」という。）を、別記様式第2号により作成するものとする。
- 2 1の有機農業地区推進事業計画は、次の要件を満たすよう作成するものとする。
 - (1) 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。）に基づき、原則として、要綱第6の1の事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、当該事業の受益に係る農業者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めること。

ただし、事業の受益に係る農業者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難である場合は、この限りではない。
 - (2) 成果目標の目標年度において、事業実施地区内の有機農業者の数が減少しないこと又は事業実施地区内の有機農業実施面積が減少しないことが見込まれること。
 - (3) 有機農業地区推進事業の事業費が100万円以上であること。

- (4) 同一の市町村内で、一般地区推進事業と有機農業地区推進事業の両方を実施する場合にあっては、有機農業協議会の構成員である市町村において、双方の取組の整合性が確保されるよう必要な調整を行うこと。

3 要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 要綱別表1のⅡの事業内容の欄の1から4までの取組のうち、いずれかの中止又は廃止
(2) 有機農業プログラムの変更を伴う有機農業地区推進事業計画の変更
(3) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

第5 事業の承認及び着手

1 地方農政局長等の承認

- (1) 地方農政局長等は、次の要件を全て満たす場合に限り、要綱第5の2の有機農業地区推進事業計画の承認を行うものとする。

ア 要綱別表1のⅡの補助要件の欄に掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 有機農業地区推進事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること及び有機農業により産出される農産物の産出額の増加目標が増加率5%を超えるものであること。

- (2) 地方農政局長等は、(1)により有機農業地区推進事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける有機農業協議会に対し、別記様式第3号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の有機農業協議会に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(2)の承認の通知は、融資主体型補助整備事業及びリース事業の事業実施計画の承認の通知と併せて行うものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(1)の承認に当たっては、前年度の事業実施状況を踏まえ、第3の2の事業実施期間によらず、承認しないことができるものとする。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、有機農業協議会は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第4号により、地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、有機農業協議会は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、有機農業協議会は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、有機農業協議会は、交付決定前に事業に着手した場合には、交付要綱第7の規定による交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう有機農業協議会を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 事業実施状況の報告

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、有機農業プログラム承認年度から目標年度の前年度までの間において、事業実施状況について、別記様式第5号により毎年2月末日までに行うものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の事業の実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、有機農業協議会に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第7 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく有機農業協議会による事業評価及びその報告は、別記様式第6号により行うとともに、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長等による評価は、要綱第7の1に規定する有機農業協議会の事業評価が成果目標の達成状況及び成果目標の達成に向けた取組の実施状況に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、有機農業協議会に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第7号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ協議会から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめるものとする。

- 4 地方農政局長等は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、事業評価の結果について、速やかに別紙様式7号により公表するものとする。
- 6 目標年度において、以下のいずれかに該当する場合、地方農政局長等は当該有機農業協議会に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第8号により提出させるものとする。
 - (1) 成果目標が達成されていないと判断される場合
 - (2) 融資主体型補助整備事業により導入した施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合
 - (3) リース事業により導入した機械・施設の生産コスト、品質向上及び販売金額のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合
- 7 地方農政局長等は、6により有機農業協議会を指導した場合には、その内容及び改

善計画の写しを生産局長に報告するものとする。

- 8 地方農政局長等は、6の改善計画に基づく取組終了後、当該有機農業協議会に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。

第8 事業の内容

- 1 要綱別表1のⅡの事業内容は次のとおりとする。

- (1) 本事業の推進に関する検討

- ア 有機農業プログラムの見直し、有機農業地区推進事業計画の作成等本事業の基本的事項の検討
- イ 有機農業により産出された農産物の産出額、有機農業者数及び有機農業実施面積等の調査及び算出
- ウ 融資主体型補助整備事業及びリース事業で整備する施設・農業機械の活用、推進体制等の検討
- エ 取組内容の紹介のためのパンフレット・リーフレットの作成（広く一般に頒布するものを除く）
- オ その他必要な取組

- (2) 販売企画力を強化するための取組

取引先の新規開拓・多角化や他産地との連携出荷等による安定的な取引関係の構築、地域資源を活かしたブランドづくりや一次加工の導入による製品の付加価値づくり、消費者への直接販売や有機農業の取組に関する普及啓発活動等、産地の販売企画力を強化する取組を実施し、有機農業により生産された農産物の取引価格や出荷量の拡大を図る。

- (3) 生産技術力を強化するための取組

地域の立地条件に適応した有機農業に関する技術確立するための取組、有機農業に適した種苗の確保のための取組等、産地の生産技術力を強化する取組を実施し、有機農業により生産された農産物の生産量の拡大や生産の安定化を図る。

- (4) 人材育成力を強化するための取組

産地内の有機農業者に対する税制、経理手法及び有機JAS認証制度等に関する研修、有機農業への参入希望者に対する指導・助言活動等、有機農業への参入促進及び生産技術や経営感覚に優れた有機農業者を育成するための取組を実施し、人材育成力の強化を図る。

- 2 実施基準及び補助対象

要綱別表1のⅡの補助要件の欄の7の生産局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1の(2)の販売企画力を強化するための取組において補助対象とする経費は、農産物の栄養分析や土壌の分析に要する経費、加工品の試作やアンケート調査に要する経費、学校給食での農産物の利用に要する経費、実需者等との交流会に要する経費等、有機農業により生産された農産物の販売企画力を強化するために直接必要となる経費であること。
- (2) 1の(3)の生産技術力を強化するための取組において補助対象とする経費は、

新品種又は新技術を導入・普及するための実証展示場の設置、技術講習会を開催するための会場借料や資料作成費、先進技術等の調査のための調査員の派遣旅費、専用農業機械の改良、有機種苗交換会の開催等、有機農業により生産された農産物に係る生産技術力を強化するために直接必要となる経費であること。

- (3) 1の(4)の人材育成力を強化するための取組において補助対象とする経費は、外部講師を招へいするための経費、小売店や卸売市場等の市場調査のための経費、有機農業への参入促進のための相談窓口や講習会の開催等、当該産地において人材育成力を強化するために直接必要となる経費であること。

3 有機農業地区推進事業の助成の対象

有機農業地区推進事業において補助対象となる経費は、有機農業地区推進事業に直接要する別紙1の経費であって、有機農業地区推進事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その整理に当たっては、別紙1の費目ごとに経費を整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。

また、次の取組は、補助対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 有機農業による産地収益力の向上を主目的としない取組
- (3) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- (4) 農畜産物の生産費補てん（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
- (5) 販売促進のためにPR活動としての、ポスター、リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告等

4 事業の対象地域

- (1) 本事業の実施地区の範囲は、原則として有機農業協議会の構成員である市町村の区域とする。ただし、事業実施地区の主たる市町村が構成員であり、かつ、本事業の円滑な実施に支障をきたさないと認められる場合に限り、構成員以外の市町村の区域についても事業実施地区の範囲とすることができるものとする。

また、都道府県が有機農業協議会の構成員である場合にあっては、当該都道府県の区域を実施地区の範囲とすることができるものとする。

- (2) 有機農業協議会は、原則として、事業実施地区内に有機農業協議会の事務局を置くものとする。ただし、事業目的の達成のために特に必要と認められる場合はこの限りでないものとする。

第9 その他

要綱第2の3の事業を実施しようとする産地収益力向上支援事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第9808号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)のイの有機農業推進事業を現に実施している有機農業協議会は、有機農業プログラムの変更承認を受けなければならないものとする。

別紙

有機農業地区推進補助対象経費

有機農業地区推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	

	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ C D－R O M等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 支払が翌年度となる場合
3. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合